

HeartOne カード規約改訂のお知らせ

2019年10月1日をもってHeartOneカード規約の改訂（ハートワンポイント（有償ポイント）サービス規約の追加）をいたしますのでご案内いたします。改訂内容は以下のとおりです。

■ハートワンポイント（有償ポイント）サービス規約

第1条（目的）

1. 本規約は、大和ハウスフィナンシャル株式会社（以下「当社」という）がハートワンポイントサービス規約に基づきHeartOneカード規約第1条に定める会員に提供するハートワンポイントプログラムのうち、当社が会員から対価を得て発行するハートワンポイント（以下「有償ポイント」という）の内容及び提供条件等を定めたものです。
2. ハートワン有償ポイントプログラム（以下「有償プログラム」という）とは、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」という）の会員に対し、会員が当社の承認する一定の対価をもって有償ポイントの発行を希望した場合に、有償ポイントを付与するサービスです。なお、当社の承認する対価とは当社の提携企業の提供するサービスにて会員が取得する代金に限ります。
3. 会員は、本規約を承認のうえ有償プログラムをご利用いただくものとし、本プログラムに定めのない事項に関しては、HeartOneカード規約に従うものとします。

第2条（有償ポイントの発行・利用）

1. 会員は当社の承認する方法において有償ポイントの付与を希望した場合、前条2項に規定するサービスにて会員が取得する代金に対し、当社は5円ごとに1ポイントを付与し、5円に満たない端数がある場合は繰り上げて1ポイントを付与するものとします。
2. 前項の有償ポイントは、有償ポイントの発行にかかる代金の支払期日の属する月の翌月末日までに付与されます。
3. 有償ポイントの付与には次の制限があります。
 - (1)ポイントの積立は、カード単位で行います。名義人が異なる複数カードの累計ポイントは合算できません。なお、家族カードによる有償ポイントは本会員のカードに合算されます。
 - (2)当社が別に定める場合に限り、前項の取扱とは異なった方法により有償ポイントを付与する場合があります。
4. 有償ポイント残高は、当社所定の方法により、確認することができます。
5. 積み立てた有償ポイントは、累計ポイント100ポイント以上で当社が指定する各種商品（以下「有償ポイント交換商品」という。）との交換、または当社と密接な関係を有する事業者（以下、「関連事業者」といいます。）が提供するサービスのうち当社が指定するものに対する支払いに利用することができます。
6. 有償ポイントに関連事業者が提供するサービスに対する支払いに利用する場合は、当該関連事業者は当該サービスの代金から会員が利用を希望した有償ポイントにつき、1ポイントあたり5円に应ずる額を差し引くことにより、金銭にて支払いをした場合と同様の効果が生じるものとします。なお、関連事業者が1ポイントあたり5円を上回る金額を差し引いた場合であっても、当社は会員に対し1ポイントあたり5円相当の金銭的価値を付与するものであり、当該超過差引分は関連事業者による優待であることを確認します。
また、支払い後の有償ポイント残高は、当社所定の方法にてご確認いただくことができます。
7. 会員が有償ポイントと対価を支払うことなく取得したハートワンポイントの両方を保有する場合、有効期限の先後を

問わず、有償ポイントを優先して利用するものとします。

8. 有償ポイント交換商品及び当社が指定する関連事業者のサービスの内容は当社ホームページ等でご確認ください。なお、有償ポイント交換商品の返品、取り消しはできませんのでご注意ください。また、有償ポイント交換基準は予告なしに変更させていただく場合があります。

9. 当社の都合により本会員が交換を申し込んだ商品の提供ができない場合、本会員は当社の提供可能な他の商品を指定するか又は有償ポイント交換を撤回できます。なお、有償ポイント交換を撤回した時点で当社が既に有償ポイント数を減算している場合の当該減算有償ポイント数の本会員に対する返戻は、当社所定の時期、方法によります。

10. 有償ポイント交換商品の送付先は、本会員の日本国内の届出住所又はカードのご利用明細書送付先とします。なお、本会員の届出住所に誤りがある等の理由により当該商品が送付できず当社に返送された場合、又は本会員の都合により当該商品をお受け取りいただけず当社に返送された場合については、当該商品は送付されたものとみなします。

11. 各種有償ポイント交換商品に当社の責に帰すべき事由による場合を除いた原因にて紛失・盗難・汚損・破損等が生じても、当社は一切の責任を負いません。

12. 有償ポイントは、理由の如何を問わず、当社が特に認める場合又は法令等により払戻しが義務付けられている場合を除き、払戻しは一切いたしません。

第3条（有償ポイントの積立期間・有効期限）

有償ポイントの有効期限は毎年4月1日を起算日とし翌年の3月末を終了日とする1年間を1期間とし、最長6期間（6年間）までとします。なお、6期間を経た累計有償ポイントは第6期の終了日（3月末日）に第1期の残有償ポイントは自動的に失効いたしますが、第2期から第6期までの有償ポイントは累計有償ポイントとして継続され、翌年以降も同様とします。また、当社は失効した有償ポイントの払い戻しをせず、会員はこれを承諾するものとします。

第4条（退会又は会員資格喪失時の有償ポイント）

本会員が退会等により会員資格を喪失した場合、その時点までの累計有償ポイントは失効するものとします。また、この場合でも当社は失効した有償ポイントの払い戻しはいたしません。

第5条（超過付与時等の処理）

1. 既になされた有償ポイントの付与の対価が実際に付与するべき額を超過していることが事後的に発覚した場合であっても、当社は原則として有償ポイントの減算をしないものとします。ただし、会員が承諾した場合はこの限りではありません。

2. 超過付与した有償ポイントの減算により累計有償ポイントがマイナスとなる場合、原則として会員は前項の承諾をすることができません。

第6条（譲渡禁止）

会員は、本規約に定めるほか、本規約に関わる契約上の地位又はその他の権利を第三者に譲渡、質入等することはできないものとします。

第7条（システムの利用停止等）

1. 当該会員の端末機、接続回線又は当社システムに障害が生じた場合は、有償ポイントを利用することができず、会員はこれを承諾するものとします。

2. 当社が有償ポイントのシステムの保守作業等のため、その運営を停止する場合も前項と同様とします。この場合、当社は、予めその旨を当社所定の方法で会員に通知するものとします。但し、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

3. 当社は、有償ポイントのシステム等に関する障害の発生等により有償ポイントに係るサービスを会員に対して提供し

難い事由が生じた場合、会員に対し事前の予告をすることなく、有償ポイントに係るサービスの提供を中止することができるものとします。

第 8 条（免責規定）

1. 当社が、相当の注意をもって本人認証を行い、会員本人が有償ポイントに係る請求もしくは届出を行ったものとして取扱った場合においては、メールアドレス、電話番号、会員 ID 又はパスワードにつき偽造・変造・盗用その他の事故があっても、それにより生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。
2. 前項の規定を除くほか、当社にその責めに帰すべき事由が認められない限り、会員が被った損害について当社は一切責任を負わないものとします。

第 9 条（業務委託）

1. 会員は、当社の指定する委託先に対して、有償ポイントに関する業務を委託する必要があることを予め承諾するものとします。
2. 会員は、当社が前項の委託業務範囲を追加・変更することがあることを予め承諾するものとします。
3. 会員は、当社の指定する委託先が本条第 1 項の業務を行うために必要な範囲で、会員に関する情報を当社が指定する委託先に提供することを予め承諾するものとします。

第 10 条（規約の変更等）

1. 本規約の内容は予告なく変更、改定又は廃止をする場合があります。なお、本規約の変更等は当社ホームページ等にてお知らせいたします。
2. 本プログラムは運営上の都合や天災・その他の非常事態による障害の発生等により、本プログラムの提供を予告なく一時的に中断することがあります。
3. 前各項の場合において当社は一切の責任を負いません。

第 11 条（お問合せ窓口）

有償ポイントに関する各種問合せにつきましては、下記当社窓口までご連絡ください。

●大和ハウスフィナンシャル株式会社

〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町 1 丁目 5 番 2 号

TEL : 06-6229-7240

以 上